令和元年度第4回岩手県子ども・子育て会議 議事録

日時:令和元年10月4日(金)14:00~

場所:岩手教育会館

1 開会

〇大内少子化・子育て支援担当課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。 私は、子ども子育て支援課 少子化・子育て支援担当課長の大内と申します。

本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から「令和元年度 第4回岩手県子ども・子育て会議」を開会いたします。

はじめに、本日御出席いただいている委員の皆様は、委員総数25名のうち21名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本日の会議は、公開となっておりますので、御了承願います。

本日の御出席者ですが、御紹介につきましては、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきますので、御了承願います。

2 報告

岩手県子どもの生活実態調査中間報告について

岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果について

岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果について

岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果について

〇大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、2の報告に入らせていただきます。

それでは、岩手県子ども・子育て会議条例の第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。

〇遠山会長

それでは、次第に従い進めて参ります。

円滑な議事進行につきまして、皆様どうぞ御協力をよろしくお願いします。

次第の「2 報告」の(1)岩手県子どもの生活実態調査中間報告について、事務局より説明をお願いします。

○高橋子ども家庭担当課長

子ども子育て支援課 子ども家庭担当課長の高橋と申します。

報告事項の1の岩手県子どもの生活実態調査中間報告について御報告申し上げます。 お手元には、「資料1岩手県子どもの生活実態調査結果(中間報告)の概要」と書か れた資料と、分厚い中間報告書をお配りしておりますが、本日は、概要の資料を御覧い ただきながら、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料1 中間報告の概要を御覧願います。

まず、なぜ、中間報告なのか、ということから御説明申し上げたいと存じます。

こちらの調査は、昨年の8月に調査票を配布いたしまして、項目ごとに単純集計した 速報値を今年の2月に公表しております。

その後、今年度に入りましてから、それぞれの調査項目につきまして、収入階層別、 世帯類型別に集計、比較を行いまして、この集計結果につきまして、「子どもの生活実 態調査結果検討委員会」を開催して分析、評価を行って参りました。

その中で、調査項目によりましては、収入や世帯類型以外の観点から比較であったり、 関連する項目について横断的な分析を行ったりということも必要があるということに なりましたので、今回の分析結果をもって最終報告とせずに、継続して分析を行ってい くことといたしました。

この分析作業には、今しばらく時間がかかりますことから、現時点での、収入階層別、 世帯類型別の分析を行った報告書につきまして、中間報告という形で、本日、御報告を させていただくものでございます。

そのため、資料の上の方の枠で囲んだところに記載しておりますとおり、今後、さらに分析を進める中で、修正が生じる可能性もありますので、その点は恐縮ですが御了承をお願いしたいと存じます。

それでは、資料に沿って御説明申し上げます。

まず、調査の概要についてでございます。

調査の目的といたしまして、「いわての子どもの貧困対策推進計画」を今年度見直す こととしておりますので、実態を踏まえた取組等の検討を行う基礎データを得るために、 調査を行ったものでございます。

表の一番上のところを御覧願います。調査の区分といたしまして、まず、「子どもの 生活実態調査」と書いておりますが、これは、県内の小学5年生と中学2年生の児童生 徒全員と、その保護者全員を対象に調査を行ったものでございます。

調査対象者数は、児童・生徒、保護者を合わせて 41,176 人でありまして、回答数は 36,491 人、回答率は 88.6% となっております。

表の一番上の右から2番目の列「就学援助制度利用世帯等調査」と書かれているところを御覧願います。

こちらにつきましては、就学援助制度を利用している世帯について、小学1年生から中学3年生までの全ての学年の児童生徒の保護者を対象として実施しました。

対象者数は7,748人で、回答数は5,345人、回答率は69%となっております。

ここまでは全て無記名式で実施しております。

一番右側の「支援ニーズ調査」は、こちらは記名式でありまして、実際に相談したいことなどがあれば、何でも書いてくださいという形で行ったものでございます。

868 件の回答をいただいております。

表の下のポツの一つめを御覧願います。

分析に当たりましては、この表の3つの区分のうち、「子どもの生活実態調査」と、「就学援助制度利用世帯等調査」の回答の中から、世帯年収と世帯構成の記載に不備のない保護者の回答とこれに対応する児童生徒の回答につきまして、収入階層別、世帯類型別による比較を行っております。

これは、児童生徒用の調査票には収入と世帯構成を記入する欄がありませんので、児童生徒の回答とその保護者の回答のデータを紐付けして、分析を行ったというものでございます。

収入階層別の分析に当たりましては、「子どもの生活実態調査」つまり小学5年生と中学2年生の保護者の回答につきまして、平成29年の税込みの世帯収入を、その世帯の人数の平方根で割った値をベースとしまして、この値を並べた場合の真ん中に当たる「中央値」を算出したところ、「244万9,490円」となりました。

この 244 万 9, 490 円と、さらに、この中央値の 1/2 である 122 万 4, 745 円を基準としまして、中央値以上、中央値未満、これは中央値の 1/2 以上、中央値未満という意味でございます、そして中央値の 1/2 未満の 3 つに区分をいたしました。

そして、これに就学援助制度利用世帯等調査の回答を加えた4階層に分類をして、集計を行っております。

この収入階層別の世帯数と構成割合を表にしたものが、この下の「収入階層別(単位: 世帯=保護者数))と書いている表でございます。

この収入階層別の分け方につきましては、国が行っている国民生活基礎調査の考え方に基づいて分類しているものですが、本県の子どもの生活実態調査におきましては、「小学5年生・中学2年生」の区分の数値に就学援助世帯の数値を含んでおりません。これは、就学援助世帯の保護者について、全学年を対象として、別枠で調査を行っているためでございます。

また、国の調査は「可処分所得」、言い換えますと、所得から税や保険料等を差し引いたいわゆる「手取り収入」について調査しているものですが、本県の調査では、税込みの所得について調査しておりますので、国民生活基礎調査と直接比較できるものではないということを、御留意いただきたいと存じます。

あくまで、収入階層別に分類するに当たりまして、国民生活基礎調査の分類の考え方に基づいて行ったということでありまして、ベースとなっているデータの拾い方などが 異なりますので、国の調査と直接比較できるものではない、ということで御理解をいた だければと存じます。

次に、世帯類型別の比較につきましては、一番下の表にございますように、「両親のいる世帯」、「母子世帯で母親と 18 歳未満の子どもだけの世帯」、「母子世帯で 18 歳以上の親族等も同居している世帯」、「父子世帯で父親と 18 歳未満の子どもだけの世帯」、「父

子世帯で 18 歳以上の親族等も同居している世帯」の5つの区分に分類して比較しております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、資料2ページを御覧願います。

分析結果の概要につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)世帯構成につきましては、収入が中央値以上の世帯では、9割以上を青いところ、「両親のいる世帯」が占めております。

そして、赤いところが母子世帯のうちで母と子どものみの世帯、緑のところが母子世帯のうちで 18 歳以上の親族等も同居している世帯を表しておりますが、収入が低い階層になるほど、母子世帯が増えております。

特に就学援助世帯では、およそ6割を母子世帯が占めております。

この横の棒グラフは構成比率を表したものですが、その下の縦の棒グラフは、実際の 世帯数を収入区分ごとに並べたものでございます。

実数で見てみましても、年収 200 万円未満のところは、赤のグラフ、母子世帯で母と 子どものみの世帯が最も多いという状況となっております。

次に(2)住居の状況についてでございます。

こちらは、世帯類型ごとに、持ち家や民間賃貸住宅等の住まいの状況をグラフにして おります。

一番上の、「両親のいる世帯」では、77.6%が持ち家に住んでいるのに対しまして、その下の「母子世帯で母と子どものみ」の世帯では、持ち家は 17.9%とグンと下がりまして、公営住宅や民間賃貸住宅といった、賃貸の住居に住んでいる世帯の割合が75.4%を占めるという状況となっております。

続きまして、次の3ページを御覧願います。

(3) 子どもの食事についてでございます。

左側のグラフは、お子さんの朝食の状況について質問しているものですが、収入が中央値以上の世帯では、92.8%が「毎日食べる」と回答しているのに対しまして、収入の低い階層ほど、毎日食べる世帯は少しずつ下がっていきまして、就学援助世帯では83.5%と、中央値以上の階層と比べると、およそ10ポイント近く下がっております。

また、右側のグラフは、「大人の家族と一緒に食べますか」、とういことを児童生徒に質問しているものですが、大人と一緒に食べることが「よくある」、と回答している児童生徒の割合は、収入の低い階層ほど、低くなっております。

次に(4)子どもの健康状態についてでございます。

右上の小さい方のグラフにつきましては、「過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありますか」、ということを質問しているものでございます。

収入の低い階層ほど、「受診させなかったことがある」と回答している世帯の割合が高くなっておりまして、中央値の 1/2 未満の世帯では全体の 20.4%、就学援助世帯で

は全体の 25.6%、およそ 1/4 の世帯で、「受診させなかったことがある」と回答しております。

左下の大きい方のグラフは、「医療機関を受診させなかった理由」について質問しているものでありまして、どの収入階層におきましても、一番割合が高かったのは「多忙で時間がなかった」というものですが、グラフの赤いところ、「医療機関で自己負担金を支払うことができなかったため」という回答が、中央値の1/2未満の階層では23.3%、就学援助世帯では27.8%と3割近くを占めております。

次の4ページをお開き願います。

左側のグラフは、子どもの虫歯の状況について質問しているものですが、一番左の青いところが、「虫歯があるけれども治療していない」と回答している割合を示しておりまして、収入が低い階層で割合が高くなっております。

右側のグラフが、「治療していない理由」を質問しているものでありまして、一番割合が高い回答は、「連れて行く時間がない」というものですが、グラフの赤い部分、医療費の支払いが困難と回答している世帯の割合が、収入が低い階層ほど高くなっておりまして、就学援助世帯では、2割を超えているという状況となっております。

次に、(5)学校生活の状況についてでございます。

左側のグラフは、「学校の授業がどのくらい分かるか」ということを児童・生徒に聞いているものですが、青い部分の「全部分かる」と、赤い部分の「だいたい分かる」の合計を比べますと、収入が中央値以上の世帯のお子さんは83%が分かると答えているのに対しまして、中央値の1/2未満の世帯のお子さんは71%と10ポイント以上低くなっております。

右側のグラフは、授業が分からない理由を聞いているものでありまして、回答が多いのは、「授業の内容が難しいから」、とか、「苦手・嫌いな教科が多いから」となっておりますけれども、点線で囲んでいる部分、「宿題や課題をしていないから」「予習・復習をしていないから」という、家庭学習に関する回答につきましては、収入が低い階層ほど割合が高くなるという傾向を示しております。

この項目につきましては、調査結果検討委員会の中で、そもそも家庭学習をしない要因がどこにあるのかといったことも、今回得られたデータをさらに分析することで見えてくる部分があるのではないか、といったような御意見を頂戴しておりますので、引き続き、分析を行っていきたいと考えております。

次の5ページ目を御覧願います。

こちらのグラフは、お子さんの進学先について、保護者の方に質問した項目のうち、「大学まで」と「高校まで」と回答している世帯に着目して比較しているものでございます。

左側のグラフが、「理想的にはどの段階まで進学してほしいと考えますか」とお聞き しているものですが、どの世帯類型におきましても、赤いグラフの「大学まで」と回答 している世帯が、青いグラフの「高校まで」と回答している世帯を上回っております。 これに対しまして、右側のグラフは、「現実的にはどの段階まで進むと考えています か」とお聞きしているものですが、母子世帯と父子世帯では、「大学まで」と「高校ま で」が逆転しておりまして、高校までと回答している世帯の方が圧倒的に多くなってお ります。

その下のグラフは、「現実的には」と考えている、その理由についてお聞きしている ものですが、ほとんどの世帯類型では、青い部分、「お子さんが希望しているから」と 回答している割合が高くなっておりますが、上から2番目の「母子世帯で母と子どもの み」の世帯類型では、点線で囲っている部分の「経済的な事情から」と回答している割 合が28.2%と、最も高くなっております。

続きまして、6ページをお開き願います。

(6) 子ども自身の状況についてでございます。

こちらのグラフは、左側が「自分は幸せだと思いますか」という、子どもの幸福感を聞いているもの、右側が「自分のことをどう思いますか」という質問に対して「自分のことが好きだ」と回答しているデータを抽出したもので、自己肯定感に関するものでございます。

どちらも、収入の低い階層ほど、わずかずつではありますが、低くなる傾向が見られます。

この幸福感、自己肯定感、という点につきましても、調査結果検討委員会におきまして、収入や世帯類型の比較だけでは評価できないのではないか、例えば、大人と一緒に過ごす時間であるとか、異なる要因についても詳細に分析すべきであるといった御意見をいただいておりますので、今後、最終報告に向けて、引き続き分析を行っていく予定としております。

次に、(7)親の就労状況についてでございます。

父親と母親を比較しますと、母親の方が、フルタイム、正規職員の割合が非常に低く、 パート・アルバイトの割合が高くなっております。

また、「父親の就労状況」におきましては、両親のいる世帯よりも父子世帯の方がフルタイム、正規職員の割合が低くなっているのに対しまして、「母親の就労状況」におきましては、両親のいる世帯よりも母子世帯の方が、フルタイム、正規職員の割合が高くなっております。

続きまして、7ページを御覧願います。

こちらのグラフは、父親、母親の土日祝日の出勤状況についてお聞きしているものですが、父親、母親とも、両親のいる世帯に対しまして、父子世帯、母子世帯の方が、土日祝日の出勤が「定期的にある」と回答している割合が高くなっております。

下の方のグラフは、父親と母親の最終学歴につきまして、収入階層別に比較しているものですが、父親、母親とも、収入が低い階層では、大学卒業以上と回答している割合

が低くなっております。

次に、8ページをお開き願います。

(8)世帯の生活状況についてでございます。

こちらは、経済的な理由により次のような経験をしたことがありますか、という質問について、選択肢が複数ある中で、その中でも、特に深刻と考えられます、「電気・ガス・水道などが止められた」「医療機関を受診することができなかった」「生活費を金融機関などから借金をした」を選択しているデータに着目して、比較したグラフでございます。

上のグラフは、収入階層別に比較したグラフでありまして、いずれの選択肢におきましても、収入階層が低い世帯ほど、割合が高くなっております。

また、下の方のグラフは、これを世帯類型別に比較したものですが、母子世帯、父子 世帯におきまして、割合が高くなっております。

続きまして、9ページを御覧願います。

(9) 支援の利用状況・ニーズの状況についてでございます。

こちらのグラフは、「子育てをしていく上で、どのような支援が充実するとよいと思いますか」という質問に対する回答につきまして、主な選択肢をピックアップして比較しているものでございます。

左側のグラフは、収入階層別に比較しているものですが、「子どもの教育のための経済的支援」につきましては、収入の低い階層で若干高くなる傾向が見られるものの、収入階層にかかわらず、全体的にニーズが高くなっております。

また、「日常生活のための経済的支援」、「低い家賃で住めるところ」につきましては、 収入の低い階層ほどニーズが高くなっております。

逆に、「子どもの医療制度の充実」につきましては、収入階層の高い世帯の方が、ニーズが高くなっております。

これを、左側のグラフで世帯類型別に比較いたしますと、「子どもの教育のための経済的支援」につきましては、やはりどの世帯類型でも同様にニーズが高くなっております。

「日頃の生活のための経済的支援」では、母子世帯で母と子どもだけの世帯が39.7%、 父子世帯で父と子どもだけの世帯が42.7%と高くなっております。

一番下のグラフの「低い家賃で住めるところ」では、母子世帯、特に母と子どものみの世帯が 39.7% と高くなっております。

その一つ上のグラフの「子どもの医療費制度の充実」につきましては、両親のいる世帯が 54.1%と、ニーズが高くなっております。

続きまして、10ページをお開き願います。

こちらのグラフは、先ほどの、「子育てをしていく上で、どのような支援が充実する とよいと思いますか」という質問の選択肢の中で、「生活向上のための保護者の資格取 得、教育の機会」という選択肢を選んでいる世帯について、世帯類型別に比較したものでございます。

この「資格取得、教育の機会の充実」につきましては、特に母子世帯においてニーズ が高くなっております。

その下の4つ並んでいるグラフにつきましては、様々な公的支援制度につきまして、 その制度の利用状況や、利用したことがなくても知っているかいないか、ということを お聞きしているものでございます。

中でも、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金といった貸付金、奨学給付金、スクールソーシャルワーカーなどにつきまして、制度を知らないと回答した割合が高くなっております。

特に奨学給付金につきましては、本来対象となる可能性が高いと思われます、所得の 低い階層の世帯ほど知られていないという結果となりました。

続いて11ページをお開き願います。

こちらは、それぞれの項目ごとに、相談できる相手は誰ですかということをお聞きしている質問につきまして、そのうちの「子どものしつけや発達」と「お金の相談・家計管理」の項目に対する回答を表にしたものでございます。

どちらの項目におきましても、やはり、身内や親類、友人・知人と回答している割合が非常に高くなっておりまして、公的な相談窓口を選択している割合がまだまだ低い結果となっております。

特に、点線で囲んでいるところを御覧いただきたいと思いますが、「お金の相談・家計管理」の項目につきまして、お金のことについて一番悩みを抱えていると思われる就学援助世帯で「相談できる人はいない」と回答している割合が最も高いという結果になっております。

次に、子ども食堂についてでございます。

左のグラフでは、児童・生徒に対しまして、子ども食堂に行きたいと思いますかと聞いている質問でありまして、どの収入階層におきましても、約半数のお子さんが「行きたい」と回答しております。

また、右のグラフの「どの範囲にあれば利用したいと思いますか」という質問に対しましては、8割以上のお子さんが、学区内と答えております。

資料最後の12ページを御覧願います。

支援ニーズ調査の状況についてでございます。

こちらは、小学1年生から中学3年生の全ての保護者を対象に、記名式で、相談したいことなどがあれば、何でも記入してくださいという形で調査を行ったものでございます。

868 件の回答がありまして、その中でも個別支援のニーズが寄せられたもの 769 件に対しましては、全て対応済み又は対応中となっております。

最後に検討経過でございますが、これまで、有識者で構成する「岩手県子どもの生活 実態調査結果検討委員会」を開催して、検討を重ねて参りまして、先週9月27日に開催しました第3回検討委員会におきまして、中間報告をとりまとめ、本日、御報告申し 上げるものでございます。

報告第1号につきましては以上でございます。

〇遠山会長

ありがとうございました。だいぶ大きな調査でございますけれども、中間報告ということでご報告いただきました。委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。

〇伊藤委員

細かく説明していただきましてありがとうございます。実は宮古市でも昨年度、同様の調査を行っておりまして、同じようなデータだと見ておりました。それで、確認したいのが、県内の全ての市町村で行っているわけですが、宮古だけのデータを出していただきたいとなった場合に可能なのか教えていただければと思います。

〇高橋子ども家庭担当課長

データにつきましては、速報値を公表しておりますが、その際に各市町村ごとにデータをお送りしておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

〇遠山会長

ほかにございませんでしょうか。

〇両川委員

細かく調査していただいてありがとうございます。予想通りの結果かなと。これはどうかなと思ったところが、最後のところの「子ども食堂に行きたいと思うか」という質問で、行きたいと思わないと回答した人の理由を聞いて欲しいかなと。それから、朝食のところもちょっとありまして、こういうところを見ると、食べることに関して切実な子どもたちが多くて、こっちですぐ何かやれるかというと別ですけれども、よく他の県でも、朝食を食べないで来るこどもたちが多くて、給食の場を使って、朝ご飯が食べられるような仕組みづくりをしたいとか、それはこれから分析してこの後の結果で方向付けると思いますが、子ども食堂も半分行きたいと思っている人がいるだけではだめで、何で行かないかという方も調べていただければいいんじゃないかと思います。

○高橋子ども家庭担当課長

確かに今回の調査では理由までお聞きしておりませんでしたので、聞いておけばとい

うところでございますが、今後の調査に向けまして検討させていただければと思います。 ありがとうございます。

〇遠山会長

他にいかがでしょうか。

〇佐藤伸一委員

生活保護の世帯はどこに入っているのか。就学援助に含まれているのか。であれば、生活保護で医療を受けないというのがちょっと違和感がある。就学援助の方であれば、お金がなくて医療が受けられないというのは何となく分かるが、生活保護の人で医療を受けない人がいるとすれば、それは生活保護のワーカーさんがもうちょっと頑張ってよという話になるのか、あるいは、どっちも入っているので、就学援助の人たちの方で医療を受けるのを遠慮しちゃっているということなのか。医療を受けられないというのはやはりまずいと思う。そんなに重症でないというのも入ってるのかもしれませんけれども、もし、生活保護の家庭で医療を受けられないというのであれば違和感があったのですが、いかがでしょうか。

〇高橋子ども家庭担当課長

今回、生活保護に限った分類の調査はしていないのですが、就学援助世帯の中には、要保護の生活保護世帯とその対象にならない準要保護の分と両方入っております。恐らく、経済的理由で医療を受けられないと答えている方は、生活保護以外の準要保護とかそういったところの方ではないかと推測をしております。ごもっともなご意見でございまして、先ほど医療とニーズのところのグラフをご説明いたしましたが、確かに医療のニーズが高いところは、所得が高い世帯の方がニーズが高くなっておりまして、就学援助世帯は比較的医療ニーズが少なくなっております。これは恐らく、生活保護だったりとか、ひとり親の場合の要補助等がありますので、そういった部分での助成事業がある程度機能していて、逆にそういった助成等が受けられない一般の家庭の方で医療に対するニーズというのが高まっているという結果が出ているのかなと推測しているところです。

〇佐藤孝委員

7ページの土曜日曜休日の勤務状況という調査があるのですが、この意図はなんでしょうか。当然、土日休日の人たちはいるわけですけれども、それを色んな形で、サービスで支えている人とかいるわけで、この両親のいる家庭と、父子母子の家庭とか、これで何を言おうとしたのかが分からない。

○高橋子ども家庭担当課長

ここにつきましては、子どもと一緒に過ごす時間というのがどういった影響を与えるのか分析するときに、土日出勤の多い家庭のお子さんはどういう傾向を示すのか、そういったところの分析に役立てられるのかなという観点で調査を行っているものでございます。

〇遠山会長

他にはいかがでしょうか。それでは、報告の2番目、岩手県子ども・子育て会議 支援計画部会の会議結果について、支援計画部会会長の大塚委員より説明をお願いします。

〇大塚委員

去る9月27日に、第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会を開催し、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」の進捗状況、及び次期計画の素案について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

〇中村主査

私の方から会議結果のご報告をさせていただきます。会議日時等につきましては、先 ほどお話いただきましたとおり、先週の9月 27 日金曜日に開催しております。議事の 内容でございますが、(1)といたしまして、手県子ども・子育て支援事業支援計画の実 施状況について報告をさせていただいております。計画に掲げる目標値の達成状況や施 策の実施状況について報告をさせていただいております。(2)としまして、次期「岩手 県子ども・子育て支援事業支援計画」素案について説明を行っております。国の基本指 針の改正内容、いわて県民計画(2019~2028)等他の計画との整合性、国の施策の動向 等を踏まえ作成した計画の素案について説明し、各委員の皆様からご意見を伺っており ます。部会の委員の皆様から頂きました意見としては、こちらに記載がありますとおり、 まず、一つ目としまして、幼児教育アドバイザー、幼児教育センターは、今回計画の中 に盛り込ませていただいたところですが、その内容につきまして、基本的に3歳以上の 保育園や幼稚園に入っている子どもがその恩恵を受けると思うが、0、1、2歳児や、 これから母親になるプレママの人たちも恩恵を受けるような、幅広い役割を期待したい というようなご意見。それから、計画について、教育の部分も具体的に計画に入れられ ていて、期待をしているというもの。また、保育所や幼稚園では、なかなか優秀な人材 を確保するのが難しくなってきている。今後5年間の計画としては、「質の向上」が重 要と考えているといったご意見。また、従事者の研修の機会は大事であるが、岩手県は 広いので、研修のやり方についても重要であるといったご意見。それから、市町村の計 画についても、ばらつきがあると思うので、需要が反映された計画となるよう、県の方 できちんと見てほしいといったご意見。それから、最後に、質の向上に関する指標につ

いて、なかなか難しいかもしれないが、見える化できるよう知恵を出してほしいというようなご意見、以上のようなご意見を頂戴しているところでございます。

今後のスケジュールについては、いただいたご意見を踏まえまして、第2回の支援計 画部会を今月下旬に開催いたしまして、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

〇遠山会長

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

それでは、次に参ります。報告の(3)岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果について、子どもの貧困対策推進計画部会会長の大塚委員より説明をお願いします。

〇大塚委員

同じく9月27日に、第1回子どもの貧困対策推進計画部会を開催し、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の進捗状況、及び計画の見直しの方向性について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

〇才川主任主査

岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の開催結果についてご報告 いたします。資料3をご覧ください。

1の会議日時につきましては、第1回の部会を9月27日金曜日に開催いたしました。 部会員7名中6名のほかオブザーバー2名にご参加いただいたところでございます。

次に、2の議事内容について、(1)のいわての子どもの貧困対策推進計画の進捗状況 について事務局から、計画に定める主な指標の進捗状況等について説明を行いました。 (2)のいわての子どもの貧困対策推進計画の見直しの方向性についてでありますが、事 務局から、国の大綱及び岩手県子どもの生活実態調査における主な課題を踏まえた次期 計画の見直しの方向性について説明し、意見交換を行いました。

意見交換の中で出た主な意見につきましては、子どもや家庭に対するアプローチを、学校以外のところでコーディネートして進める人や、学校で一緒に動いてくれる人の配置があればうまく回るのではないか。地域の人たちが、子育て支援に携わる仕組みづくりを進めていくことが必要である。地域で子どもにどう関わるかというプログラムを充実し、学校や家庭、行政の大変さを緩和していかなければならない。それから、海外では、親も一緒に支援すると子どもの貧困も解決すると言われており、親への支援の仕組みを充実する必要がある。学校週5日制が導入されたとき、地域で遊ばせてくださいと言われ、地域でプログラムを企画したが、子どもたちが来なかった経緯がある。地域で

何かをやるとなると大変であり、親も忙しくて地域のプログラムに入るのは難しいため、本当に考えないと計画倒れになってしまう。子どもにダイレクトにアプローチするだけでなく、子育て支援に関わる大人を作ることが、これからの地域の役割である。子育てに対する大人の考え方や携わり方を変える仕組みが必要である。地域力がなくなってきている中で、地域に求められてもなかなか大変なので、学習をするのであれば、昔の保護者を対象とした家庭教育学級のような、親を教育する仕組みがあればいいのではないかといった意見が出されたところでございます。

次に、3の今後のスケジュールでありますが、10 月下旬を目途に開催予定の第2回子どもの貧困対策推進計画部会において、素案の協議を行うこととしているところでございます。以上ご報告申し上げます。

〇遠山会長

ありがとうございます。この件について、皆様からご意見いかがでしょうか。

それでは、次に参ります。報告の(4) 岩手県子ども・子育て会議 ひとり親家庭等 自立促進計画部会の会議結果について、ひとり親家庭等自立促進計画部会 会長の大塚 委員より説明をお願いします。

〇大塚委員

これも、9月27日に、第1回ひとり親家庭等自立促進計画部会を開催し、「ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況、及び計画の見直しの方向性について、意見交換を行いました。

会議の詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

〇才川主任主査

岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果の報告についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

1の会議日時等についてですが、第1回目の部会を去る27日金曜日に開催いたしまして、部会委員7名中6名のほか、オブザーバー2名にご参加いただきました。

2の議事内容についてでありますが、ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について事務局から、計画に掲げる施策の具体的進捗状況等について説明を行いました。

(2)のひとり親家庭等自立促進計画の見直しの方向性については、事務局から、現在の施策の実施状況及び岩手県ひとり親世帯等調査結果等を踏まえた次期計画の見直しの方向性について説明し、意見交換を行いました。意見交換での主な意見といたしましては、ひとり親の貧困率は高く、ひとり親世帯に特化した仕組みを作らないと貧困問題の全体的な底上げにはならない。支援のための包括的な相談体制や仕組みを集約させていくことが重要。

センターオブセンターの拠点を県がつくってほしい。ひとり親と貧困とで計画がなぜ分かれているか、一般の人はわからない。それぞれの計画の関係性が分かるような配慮が必要である。時間外、土日等でも相談にアクセスできる仕組みが必要。よい支援施策に関する情報の発信はとても重要である。母親は支援施策に関する情報を見ており、支援の充実した他県の自治体に転出した例もあるなどの意見が出されたところでございます。

つぎに、3の今後のスケジュールですが、10 月下旬を目途に開催予定の第2回ひとり親家庭等自立促進計画部会において、素案の協議を行うこととしております。以上ご報告申し上げます。

〇遠山会長

ありがとうございます。ただいまの報告に何かご質問等ありますでしょうか。

〇両川委員

主な意見の中に出ていますが、ひとり親と貧困とで計画がなぜ分かれているかとありますが、なぜでしょうか。

〇高橋子ども家庭担当課長

非常に行政的な回答で恐縮ですが、それぞれ法律が別になっておりまして、それに基づいて計画を策定することとなっているものでございます。ただ、やはり内容については、ここでご意見いただいておりますとおり、ひとり親の底上げというのは、子どもの貧困対策にも大きく影響してくるとご意見いただいておりますので、計画の策定にあたりましては、部会の委員も同じ方に参画していただいておりますので、バラバラの計画になるのではなくて、有効に連携していく計画にしていきたいと考えているところでございます。

〇遠山会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、これで2番の報告を終わりにしたいと思います。次に3番のその他についてでございます。事務局の方から何かございますでしょうか。

〇大内少子化・子育て支援担当課長

事務局から、情報提供でございます。

資料を配布してございます。平成30年度包括外部監査の結果という資料をご覧いただきたいと思います。

平成30年度に実施されました包括外部監査におきまして、この子ども子育て会議の

委員の構成等につきまして、資料に記載のとおり3つの意見が出されております。

- 一つ目は、委員の再任について上限を設けることを検討すべきではないかというもの。
- 二つ目は、委員の構成について、子育て支援の分野については、多様な実施主体から 人選することを検討するべきではないかということ。それから、行政の分野については、 地域バランスを考慮すべきではないかというものでございます。

三つ目は、委員の一部について公募によるべきではないかというものでございます。 この意見の趣旨は、広く県民の意見を聞けるよう委員の構成について検討するべきでは ないかというものでございます。

具体的な対応については、検討中でございますが、11月末に今の委員の任期が終わりますので、12月以降の新たな委員の委嘱に合わせまして、この意見の趣旨を踏まえて対応していきたいと考えてございます。以上でございます。

〇遠山会長

ありがとうございました。

〇佐藤伸一委員

タイミングが悪いことに、先週東京で会議がありまして、そこで2、3言われてきた ことも含めて、お尋ねをさせていただければと思います。

一つは、その会議にいらしていたのが、中京大学の辻井先生といって、発達障害のこ とを一生懸命やっておられる方で、初めてお会いしたが、その先生から、発達障がい児 の支援に関してのプログラムがあるが、厚生省から通知は出ているのだが、岩手県では 実施市町村が0ですがどうなっているのかと言われ、私は全然知らない分野でございま して、虐待の方では、ペアレントトレーニングというのがありますが、ペアレントプロ グラムは発達障がい児を普段お世話する一般の保育園とか幼稚園の先生が、一般に親を 支援するもので、岩手でやっていないのは承知していなかったので、そんな話をいただ きました。厚生省通知が、障害分野と保育分野の両名から出ておりまして、役所ですか らどこかが担当しますが、そのへんについて状況を教えていただければというのが一つ。 それから、放課後児童クラブについて、この間の法改正の際に、児童指導員の資格とか 配置基準について、これまで厚生省令の従うべき基準であったものが、参照するべき基 準という風に見直しになりました。地域に合った形でいいですよという建前じゃないか と思いますが、放課後児童クラブの職員さんも処遇が良くないので、中々き手がない。 資格を持った人が確保できない、よって、資格のない人でもいいよみたいになったので は、保育の質だとか子どもの安全を考えた時にいかがなものかと。これは、内閣府の子 ども子育て会議の時にも、そこはもっと指導員さんの処遇を上げるとか、あるいは資格 をとらせるとか、処遇改善を図ってくださいとお願いをしているようですが、法律上そ ういう風になってしまったので、誰でもいいですよというのは、安全の質とかを考えた

時にどうかという風に思いますが、その点についてどのようにお考えかというのが二点 目。

三点目は、保育士さん等の処遇改善。付帯決議で市町村の保育士さんたちの処遇をもっと上げていかないといけないという付帯決議がついておりますし、1日から始まった保育の無償化の議論の中でも、無償化も大事だけれども、そのお金で保育士さんたちの処遇をもっと上げていかないと、人手不足の解消にならないのではないかという議論もあったわけですが、国からの加算というのはあると思いますが、前もお聞きしたと思いますが、岩手県ではどの程度の施設で処遇改善の制度を取り入れておられるのかお尋ねをします。それから、放課後児童支援員等処遇改善事業とか放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業というのがあるそうですが、これについては、岩手県では実施市町村どの程度になっているのか教えていただきたいと思います。以上でございます。

〇二本松主査

一点目についてお答え申し上げます。

まず、国におきましては、発達障害のある子どもや発達障害の疑いのある子ども、ご家族を支援することを目的としまして、親が子どもに対して適切な対応が出来るよう知識や方法を学ぶペアレントトレーニングや親の認知を肯定的に修正するためのペアレントプログラム、そして、発達障がい児の子育て経験のある方に支援者となっていただく、ペアレントメンターの養成などの取組を推進しているところでございます。

このうち、県では、障がい児の育児経験のある親がその経験を活かして、育児経験の少ない親に助言等を行います、ペアレントメンターの養成研修を平成24年度から実施しているところです。また、平成27年度からは、発達障がいの子どもを持つ保護者に対しまして、子どもへの適切な関わり方を助言できるよう保健師や保育士を対象としたペアレントトレーニング実践研修を実施しているところでございます。一方、ご意見いただきましたペアレントプログラムにつきましては、育児に不安を抱える保護者や保護者同士の繋がりを築くことが困難な保護者を対象に、地域の支援者である保育士、保健師、福祉事業所の職員等が効果的に支援できるよう設定されたプログラムとされておりまして、県内の市町村では、平成30年度に大船渡市と平泉町の2団体が導入しているところでございます。国の通知によりますと、発達障がいやその傾向にある子どもを持つ保護者だけではなく、様々な悩みを持つ多くの保護者に有効とされておりますことから、県としましては、市町村に対して、再度、国の通知を周知するとともに、大船渡や平泉の取組を各市町村に情報提供するなどして、普及を図っていきたいと考えているところでございます。

〇大内少子化・子育て支援担当課長

続きまして、放課後児童クラブの基準のお話です。

今年の5月に児童福祉法が改正されまして、放課後児童クラブの職員の資格等について、現在は国の基準に従って市町村が条例を定めておりますが、これが来年4月からは、国の基準を参酌して、市町村が条例を定めるというふうに変わります。県としましては、子どもが安全であるとか、放課後児童健全育成事業の質が十分に確保されるということが重要と考えておりますので、市町村が基準の見直しを検討する際には、安全であるとか質の確保に十分に留意するように通知を行っておりますし、会議においてもそのようにお話をしているところでございます。なお、現状においては、4月から基準を緩和するというお話は伺っていないところでございます。

それから、処遇改善の件でございます。私立幼稚園、保育所、認定こども園等の職員の処遇改善につきましては、施設型給付費の処遇改善加算というもので対応しております。これは、2種類ございまして、職員の平均勤続年数等に応じて人件費の加算を行います処遇改善等加算1というもの、それから、もう一つが、技能とか経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算の処遇改善等加算2というものがございます。

県内の施設の実施状況は、平成30年度におきましては、平均勤続年数によります処遇改善等加算1については、全ての施設で実施しております。施設数は337か所全て実施しているところでございます。経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算の処遇改善等加算2は74.8%の施設、施設数で言うと252か所で実施している。県におきましては、施設が参加する研修会におきまして、制度の周知を行っておりますし、処遇改善2の要件になりますキャリアアップ研修を開催しておりまして、施設における処遇改善の取組を促進していくというところでございます。

それから、放課後児童クラブの処遇改善について、2つございます。

放課後児童支援員等処遇改善等事業というものと、キャリアアップ処遇改善事業の2 つございます。

まず、放課後児童支援員等処遇改善等事業でございますが、これは処遇改善に取り組んで、午後6時半を超えて事業を行うものに対して、職員の賃金改善に要する費用を補助するものでございます。

それから、もう一つのキャリアアップ処遇改善事業は、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を行う場合に補助を行う事業の2つございます。

平成 30 年度の実施状況でございますが、放課後児童支援員等処遇改善等事業については、県内 10 市町村で実施しております。キャリアアップ処遇改善事業については、11 市町村で実施しております。

県としましては、放課後児童支援員の処遇改善が進むように、事業に取り組む市町村 を引き続き支援してまいりたいと思います。以上でございます。

〇佐藤伸一委員

ありがとうございます。辻井先生にそのようにお伝えいたします。処遇改善はあちこ

ちでお話しておりますが、この間、高齢者の会議でも申し上げました。高齢者の方は、特養なんかでは、処遇改善加算が 90 なんパーセントとかっていってるんですが、そちらの方で申し上げてきたのは、高齢者の事業所の臨時さん、パートさんが非常に多くなっていて、そういう方々は対象になるのかという、事業所としては加算を受けているけれども、それがパートさん、非常勤さんの末端まで処遇改善が進んでいるのでしょうか、というのが気になるところですが、高齢者の方ではそれは分かりませんということだったので、今日はお聞きしませんけれど、そこを改善してもらわないと、先ほどらい貧困の問題も、パートさんがみんな貧困ということではもちろんないですが、そういうパート、非常勤さんは、福祉の職場や行政でも多くなって、そういう人たちが賃金が安いというのはずっと言われていることなので、そこを改善してもらわないと、人手不足解消だと言っているけれども中々改善してこないのではないでしょうかということをお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇遠山会長

ありがとうございます。その他として、委員の皆様からありますでしょうか。

〇阿部委員

今日の実態調査のところで、所謂、自己肯定感に関するところは大事に考えていて、 今後追跡調査をしていくというお話がありました。

わたくしも学校経験が長いのですが、とにかく岩手県のデータを調べたところ、子どもの自己肯定感というのは非常に低い。これはずっと言われていることです。それが何に起因するのかということを、このように丁寧に分析していただけるということは、本当にありがたいことだと思います。

私はいま幼稚園の方にいるのですが、私がいる幼稚園の場合は、主として保護者は母親は専業主婦です。そのように恵まれた環境にいる中でも、本当に小さい子どもたちが、自分に自信を持てないとか、それから小学校に行くのに非常に心配であるという実態というのが、幼児のころから、自己肯定感というのが気になっております。

今後、分析をしていただいて、多分、小学生、中学生でもこのデータの裏付けというものが、教えていただけることになると思いますが、この幼児の時からの子育てについて、恵まれていると思える環境であっても、子育てに対してのノウハウといいますが、結局、今の子育てをしている母親も、自分の時の子育てというものがしみ込んでいると、厳しく鍛えられたとか、やるべきことをきちんとやりなさいという、良き時代でもあると思いますが、そういう風な子育ての一方で、子どもを大事に、人格を育てるという立場に立って、自信を持たせるという、愛情をかけて、子どもに寄り添って、子どもが自立していくようなというところ、幼稚園の小学校就学前からの大きな課題だと感じているところでございます。ということで、ただ小学校だったり、私たちの幼稚園でも自信

を持たせるということを大事にやっておりますが、隣の小学校にも幼少接続というような話をしますが、キャリア教育を一生懸命やっている学校が隣接校で、いくつかの項目があるが、将来自分がどんな仕事をしたいかとか、どんな夢を叶えたいかというところは、ちょっと数字がいいと言っています。やはり、そういう教育というものが、今後見直さなければならないし、家庭が一番教育の主体であることがうたわれているが、保護者が自信を持って子育てが出来る様な環境づくりが求められていると感じます。以上でございます。

〇遠山会長

ありがとうございます。事務局から何かコメントありますか。

〇門脇総括課長

とても貴重なご意見でございます。自己肯定感につきましては、調査結果の概要のところでもお示しさせていただきましたが、丁寧に見ていく必要があると考えているところでございます。先ほどの説明の中でも、そういったご意見をいただいておりますし、恐らく、世帯累計ですとか、収入や所得など、違うところでの、結果とか関連性はあるのだと思います。今年度から新しくなりました岩手県民計画におきましても、ひとりひとりの子どもを守り育てるとしてございますので、今後さらに分析を進めまして、いまご意見いただきました趣旨にそって検討してまいりたいと思いますので、何かご意見ありましたら、皆様からのお寄せ頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〇両川委員

自己肯定感の中に入っているのかもしれませんが、これ全体を見たときに、すごく貧困の話が大きくなって、子どもの生活実態でも貧困のお話が出てきたりする。それはすごく大きいことで、解決していかなければならないことですが、普通、子どもといったら遊び時間、遊ぶ場、あと大きくなれば塾にどれぐらい通っているのかとか、子どもの時間の過ごし方というか、そういった分析も自己肯定感の中に入ってくるでしょうし、すごく大事な点だと思うのですが、そういったことがこの中では全然出てこないのは、どこかに入れたらいいのかなと、これからでは遅いかもしれないですが、見て欲しいかなというところがあります。

〇遠山会長

ご意見として伺うということで。他にございませんでしょうか。

〇遠藤委員

実際には、私たち保育園の仕事を、現在12時間開園しているところがほとんどだと

思います。13 時間対応しているところも、盛岡にはないかもしれませんが、全国的には、夜間もやっているところもあります。親の働く時間も確保している立場に立っている施設になりますが、実際のところ、子どもたちを将来どのように育てていこうかとなった時に、親の就業時間というのは、親子の時間も含めて色々考えていかなければならないのではないかと感じている。

うちの法人に関して言いますと、働き方改革もそうなのかもしれないが、6時以降預けるニーズが減ってきていることを感じていました。なので、働き方改革を進めて、親子の時間を取ってあげるという政策をとっていくことが、どんなに、親が子どもを育てていく上で、気持ち的にも安心感が与えていくのではないかなと、私の極端な意見から言うと、土曜日と日曜日は日本人休みましょうという、そんな意見を持っているところですが、国を支えている、未来の子どもたちを育てていくということについて、もう少し、全日本的に考えていける時代になっていくのかなとちょっぴり期待しつつ、保育園側から言わせていただくと、開園時間も短くなる、せめて11時間、朝の7時半から6時半くらいで職員が帰れると、そうすると働く方も働きやすい職場として選んでくれるかなと思っていました。もちろん給料も上がって欲しいなと思っていますが、勤務時間帯のことも今後話題にしていただければうれしいなと思っているところです。

〇遠山会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、この辺で議事を閉じさせていただきます。

各委員の皆さまには、円滑な進行に御協力をいただきありがとうございました。事務局 にお返しいたします。

〇野原部長

保健福祉部長でございます。この数か月間の間に4回の開催になります、岩手県子ども子育て会議にご出席いただきまして、貴重な質疑を交わしていただきまして厚く御礼申し上げます。本日は、岩手県子どもの生活実態調査について中間報告をさせていただきました。こちらの調査については、多くの子供たちや保護者の方、学校などの多くの関係機関の方々に非常にご協力をいただき得られた貴重なデータです。標本数を合わせますと4万、回収率も90%に近いということで、本当に貴重なデータが集まっています。今日ご報告させていただいた視点は、子どもの貧困対策推進計画と岩手県ひとり親家庭自立促進計画の2つへの反映という視点でございましたので、主に収入階層や世帯累計に着目した結果をご報告させていただきました。しかしながら、今日、委員から様々ご意見いただいたとおり、子どもの自己肯定感や幸福感、そういったようなことについては、更に様々な視点で分析が必要であると思いますし、これを踏まえて分析することも多く出てくると理解しております。12月に最終報告させていただきますが、この調

査は貴重なデータですので、今後も様々な視点で分析をしながら、この会議で様々な意見をいただき、施策に反映をさせていきたいと考えているところでございます。並行して様々な部会が動いております。こういった多くの部会、会議でそれぞれの立場からの貴重なご意見をお伺いして作ってまいりたいと思いますので、委員の皆様には大変ご多忙の中ご出席いただいておりますが、引き続きご支援ご協力をいただければ幸いでございます。誠にありがとうございます。

〇大内少子化・子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、御議論いただきありがとうございました。 以上で、令和元年度第4回岩手県子ども・子育て会議を終了いたします。

なお、本日お配りいたしました資料につきましては、お手荷物でございますが、お持 ち帰りいただきますようお願いいたします。